

地 域 指 定 年 度	平成17年度
計 画 策 定 年 度	平成18年度
計画見直し年度	平成24年度
	令和元年度

伊賀市農業振興地域整備計画書

2025(令和7)年9月

三重県伊賀市

目 次

第 1 農用地利用計画.....	1
1 土地利用区分の方向.....	1
(1) 土地利用の方向.....	1
(2) 農業上の土地利用の方向.....	3
2 農用地利用計画.....	5
(1) 農用地区域.....	5
(2) 用途区分.....	5
第 2 農業生産基盤の整備開発計画.....	6
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	6
2 農業生産基盤整備開発計画.....	8
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	10
4 他事業との関連.....	10
第 3 農用地等の保全計画.....	11
1 農用地等の保全の方向.....	11
2 農用地等保全整備計画.....	11
3 農用地等の保全のための活動.....	13
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	13
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	14
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	14
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	14
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	15
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	15
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	15
第 5 農業近代化施設の整備計画.....	16
1 農業近代化施設の整備の方向.....	16
2 農業近代化施設整備計画.....	17
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	17
第 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画.....	18
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	18
2 農業就業者育成・確保施設整備計画.....	18
3 農業を担うべき者のための支援の活動.....	18
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	18

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	19
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	19
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	19
(1) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策	19
(2) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保 ..	19
3 農業従事者就業促進施設	19
4 森林の整備その他林業の振興との関連	19
第8 生活環境施設の整備計画	20
1 生活環境施設の整備の目標	20
2 生活環境施設整備計画	21
3 森林の整備その他林業の振興との関連	23
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	23
第9 附図（別添）	23
1 土 地 利 用 計 画 図（附図1号）	
2 農 業 生 産 基 盤 整 備 開 発 計 画 図（附図2号）	
3 農 用 地 等 保 全 整 備 計 画 図（附図3号）	
4 農 業 近 代 化 施 設 整 備 計 画 図（附図4号）	
5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（附図5号）	（該当なしのため添付無）
6 生 活 環 境 施 設 整 備 計 画 図（附図6号）	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア) 土地利用の構想

本市は、三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府、奈良県と接している。近畿圏、中部圏の2大都市圏の中間に位置し、それぞれ約1時間の距離となっている。

気候は、夏の蒸し暑さと冬の底冷え、朝夕と日中の気温の差など、寒暖の差が激しい典型的な内陸型気候となっている。

市域は、東西約30km、南北約40kmの縦長で、面積は約558k㎡に及んでいる。また、北東部を鈴鹿山系、南西部を大和高原、南東部を布引山系に囲まれた盆地を形成し、低地・台地は少なく、丘陵地が多くなっている。この限られた平地に、古来より旧街道の宿場町や城下町であった市街地を中心として、農村集落や農林地が開けている。

本市は、この地形や自然条件を背景として、伊賀米、伊賀牛、伊賀産豚等を主体とした農業を基幹産業として独自の地域産業、地域文化を育み、発展させてきている。

しかし近年、地域や地域産業を取り巻く現状は、少子高齢化や消費者ニーズの多様化、産業空洞化の進展など社会・経済状況の変化が、農林業の担い手不足に代表される地域産業の後継者不足など数多くの課題を生み、地域経済の停滞が懸念されている。

その一方で本市は、名阪国道をはじめ、一般国道25号、163号及び165号等の道路網に加え、新しい交通基盤（新名神高速道等）の整備が進められるなど、近畿圏と中部圏を結ぶ地域としてますますその重要性が高まり、企業用地等の都市的土地需要も増加しつつある。

そのため、本市では現在、時代変化に対応した構造的な改革と取り組みを行い、本市の有する地域的な自然条件や歴史的、社会的特性を最大限に生かし、活力ある豊かで住みよい地域社会を創造することにより、“ひとが輝く地域が輝く”まちづくりを目指しているところである。

農業振興地域は、市街地や山林地帯、国定公園等を除いた約29,272haが指定されている。土地利用の現状は、農用地約6,160ha、農業用施設用地約25ha、山林原野約14,508ha、その他約8,579haとなっている。

伊賀盆地に広がる豊かな農地と農村集落、その背景をなす中山間地域及び里山の区域の農業振興地域については、農業生産の場として優良農地の保全・確保を図るとともに、景観形成や保健休養、教育の場として活用を図ることとする。

表 農業振興地域内面積の見通し

(単位 実数：ha、比率：%)

	農用地		混牧林地		農業用施設用地		山林原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和2年度)	6,159	21.0	0	0.0	25	0.1	14,508	49.6	8,580	29.3	29,272	100
目標 (令和10年度)	6,208	21.2	0	0.0	25	0.1	14,461	49.3	8,578	29.3	29,272	100
増△減	49		0		0		△47		△2		—	

(注) 1, 平成30年度より農用地を図版管理から筆管理に変更したため、前データと数値に大幅な変更あり

イ) 農用地区域の設定方針

1) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

- a 10ha 以上の集団的に存在する農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
 - ・地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
 - ・国及び県が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地
 - ・中山間部における耕作放棄の発生を防止するため、中山間地域等直接支払事業の推進等、集落営農により協働して農用地の持つ多目的機能が確保されると期待される農用地

ただし、c の土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。

- (a) 周囲を宅地や道路等に分断され、集落内に介在する農用地で、農用地として存続することが困難と認められる農用地
- (b) 山間地に散在する農用地など自然的な条件から見て、農業の近代化を図ることが困難と認められる農用地
- (c) 国道及び主要幹線沿いで、市街化が進みつつある地域の農用地で農用地として存続が困難な農用地

2) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要のあるものについては、農用地区域として設定する。

3) 農業用施設についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、1) において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる 2ha 以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置 (集落名等)	面積 (ha)	農業用施設の種類
上野南水稻育苗施設	A-上野(猪田)	3.6	育苗ハウス
下柘植畜産団地	B-伊賀(下柘植)	2.4	畜舎等
波敷野畜産団地	D-阿山(波敷野)	4.2	畜舎等
計		10.2	

4) 現況山林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内にある山林原野等においては、肉牛等畜産の振興を目指し、採草放牧地として利用するため、農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア) 農用地等利用の方針

本地域は、社会的条件等から上野地区、伊賀地区、島ヶ原地区、阿山地区、大山田地区、青山地区の6地区に区分する。水稻を主体として地域性を活かした生産が各地区で取り組んでいることから、これを継続し、農業生産性の向上を目指す。今後も、各地区の実情に応じて農業生産基盤や農地流動化、施設の近代化等を促進し、優良農地の保全及び確保に努め、効率の良い土地利用を推進する。

表 農用地面積の見通し(平成30年度集計基準)

(単位 実数：ha、比率：%)

	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			山林原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A地区(上野)	3,190	3,198	8	—	—	—	—	—	—	9	9	—	3,199	3,207	8	0
B地区(伊賀)	871	871	—	15	20	5	—	—	—	6	6	—	890	893	3	68
C地区(島ヶ原)	154	154	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	154	154	—	0
D地区(阿山)	853	853	—	4	4	—	—	—	—	2	2	—	859	859	—	0
E地区(大山田)	732	733	1	—	—	—	—	—	—	8	8	—	740	741	1	0
F地区(青山)	315	315	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	315	315	—	0
計	6,115	6,124	9	19	24	5	—	—	—	25	25	—	6,159	6,171	12	68

イ) 用途区分の構想

1) 上野地区(A地区)

本地区は、農地の約8割を占める水田と国営青蓮寺地区総合農地開発事業により造成された畑地を利用して、水稻、ぶどう、アスパラガス、梨等の基幹作物が作付けされている。

水田については、そのほとんどで区画整理等の土地基盤整備が完了している。今後は、水稻に加えて小麦、大豆の集団化により認定農業者や集落営農組織の育成を図る。また、水稻に加えて野菜の複合経営を取り入れ、市街地や産直施設等への直売を推進する。

また、造成された畑地では、市民農園等の開設により都市住民との交流を図り、農産物の直販所設置等を検討する。遊休地対策と経営所得向上を図るため、特産野菜生産振興事業を実施し、特産野菜(たまねぎ、なばな等)の生産振興を図る。

2) 伊賀地区（B地区）

本地区は、ほ場整備はほぼ完了し汎用農地として農地の集積化と規模拡大を推進していく。

今後は整備された農用地を中心に農地流動化を推進するとともに、小麦、大豆等の生産を推進し、農地としての利用を確保する。

また、中柘植、楯岡、川東の畜産施設は、本地区の畜産振興基地として今後も農業施設用地としての利用を確保する。さらに中柘植、川東の採草放牧地については、今後とも自給飼料を確保するため、現況の用途による利用を維持する。

3) 島ヶ原地区（C地区）

本地区は、農地の約8割が水田であり、水稻を柱としてきゅうり、いんげん等の作物を組み合わせた複合経営が主流となっている。農地は、傾斜地に散在し、団地規模・区画が狭小で不整形なものが多く、生産基盤の整備も思うように進んでいないのが実情である。

今後は、農地の汎用化をはじめ、地域の状況に応じて計画的に基盤整備を進め、水稻を中心とした近代的な集落営農や農作業受委託の推進により効率の良い土地利用を推進する。

4) 阿山地区（D地区）

本地区は、重粘土質土壌のため水稻を主体とした経営が展開されてきたが、近年営農組合等の設立により小麦を中心とした集団栽培の取組みが増加している。また、畜産経営環境整備事業により、県下有数の畜産団地が形成され、「伊賀牛」「伊賀産豚」の産地となっている。

今後も水稻、小麦を主体とした生産維持ができるよう担い手の確保・育成を図るとともに農産物の品質向上と、管理作業の省力化及び生産コストの低減を図り、農地としての利用を確保する。また、現行の畜産団地においては、飼養・衛生管理技術の向上や生産体質の改善に努め、今後とも農業用施設用地としての利用を確保する。

5) 大山田地区（E地区）

本地区の農地の約9割は水田となっており、水稻を主体とした利用が行われているが、一部では転作による麦・大豆等の作付けも見られる。

基盤整備もほぼ完了しているため、今後は、転作地の集団化を図るとともに、農地の流動化を円滑に進め、農地としての有効利用を推進する。また、山田北地区を中心に見られる菜団地、肉牛団地等の農業用施設用地は、今後とも農業用施設用地としての利用を継続する。

6) 青山地区（F地区）

本地区は、農地の9割近くを占める水田を利用した水稻作を中心に、各部門の組み合わせによる営農が行われている。中でも水稻単作経営が全農家の6割近くに達している。また、零細規模の農家が大多数を占めており、資産的保有意識もあって担い手等への農地集積は充分に進んでいない。さらに高齢化や担い手不足等により農地の荒廃が懸念されている。

今後は、土地基盤整備済農地の流動化を進め、経営単位の大規模化による収益性・生産性の高い営農の確立を図り、農地としての利用を確保する。

ウ) 特別な用途区分の構想

本地域では、特別な用途区分は特に設定しない。

2 農用地利用計画

(1) 農用地区域

農用地区域は、次の「区域の範囲」の欄に掲げる区域内の土地であって、その現況が農用地等（農業振興地域の整備に関する法律「昭和 44 年法律第 58 号」第 3 条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）であるものの区域とする。

地区名	区域の範囲
A地区 (上野)	附図 7 号に示す区域のうち黄色・黄緑色・橙色・緑色で着色した区域
B地区 (伊賀)	
C地区 (島ヶ原)	
D地区 (阿山)	
E地区 (大山田)	
F地区 (青山)	
計	

(2) 用途区分

下表の「地区名」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区名	用途区分
A地区 (上野)	農 地 : 附図 7 号に示す区域の内、黄色及び緑色で着色した区域の土地 採 草 放 牧 地 : 附図 7 号に示す区域の内、黄緑色で着色した区域の土地 農業用施設用地 : 附図 7 号に示す区域の内、橙 色で着色した区域の土地
B地区 (伊賀)	
C地区 (島ヶ原)	
D地区 (阿山)	
E地区 (大山田)	
F地区 (青山)	

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農地は、8割以上を占める水田と国営青蓮寺地区総合農地開発事業で造成された畑地等として利用されている。山間部は、地形的に傾斜地が多く、小区画不整形で未整備の農地もあるものの、平坦部の農地では基盤整備事業等が実施され、区画整理などの整備率は非常に高くなっている。しかし、整備された当時では優良農地であったものの、社会情勢の変化等から、区画規模が小さく、排水不良など大型機械の導入による効率的経営の確立を図る上で十分な状況ではなくなっている。

今後は、農産物の品質向上と維持管理経費の節減を図るため、ほ場整備や用排水路、農道、ため池等の生産基盤の強化を計画的に進める。

また、各地域の実情を考慮しながら、整備された土地改良施設を適切に維持・更新するとともに、地域自ら実施する小規模土地改良事業等を支援し、生産基盤の強化を促進する。

なお、実施にあたっては、環境との共生を図ることの重要性を踏まえ、良好な自然環境と農業生産環境の調和に配慮する。

地区別の農業生産基盤整備及び開発の方向は次のとおりである。

1) 上野地区（A地区）

本地区の南部は基盤整備がおおむね完了しているものの、北部の穀倉地帯は一部未実施のところが残っている。

今後は、整備された土地改良施設の適切な維持・更新と未整備地区のほ場整備の実施に引き続き努めるとともに、大型機械の導入を前提とした生産基盤の強化を図っていく。また、国営青蓮寺地区総合農地開発事業により整備された大畑作地帯を有する本地区は、物資の輸送と大規模施設の広域的な利用により食料供給基地としての位置づけが今後とも強くなるものと予想される。そのため、農産物の流通市場の拡大、農産物取引の規格化、大量化に対応するため広域的な農道の整備を推進する。また、ほ場整備で整備された農道の舗装化を進めるとともに、用排水路等の改修も随時整備する。

2) 伊賀地区（B地区）

本地区では、早くから団体営・県営等の土地改良事業によりほ場整備が進み、現在では約9割が完了しているものの、ため池を水源とする基盤への用水施設の老朽化が進んでいるため、改修整備に努める。

今後、基盤整備や集落間の連絡農道の整備とともに、用排水路等の適切な維持・更新に努めていく。

また、壬生野地区にある開発可能地については、畜産の振興を図るため、畑地造成により家畜飼料畑として採草放牧地を推進し飼料自給率の向上に努める。

3) 島ヶ原地区（C地区）

本地区の農地は、平坦地に流入する河川に沿って細長く形成された農地が多く、団地規模及びほ場の区画も狭小で不整形、さらに傾斜度も大きくなっている。そのため、一部ではほ場整備が行われているものの、近代的な大区画ほ場としての整備は極めて遅れている。

今後は、規模が比較的大きく近代的な営農が可能な団地に対しては、大型機械の導入を前提とした区画整理を積極的に推進し、分散する農地については、農道整備、用排水施設整備を進めるなど地域の実情に応じた基盤整備を推進する。また、整備された用排水施設で老朽化の目立つものも見られるため、適切な維持・更新に努めていく。

4) 阿山地区 (D地区)

本地区は、平坦地の少ない中山間地域が多く、農地の約9割が水田となっている。ほ場整備に関しては早くからその推進を図り約7割で完了している。さらに地域の実情を調査し、事業計画を進め優良農用地の確保と土地の汎用化により農業の近代化を図る。

今後は、整備された施設の適切な維持・更新と未整備農地の整備を引き続き進めるとともに、集落営農組織や認定農業者の育成を目指して、区画拡大や排水条件等の整備を進めていく。

5) 大山田地区 (E地区)

本地区では、農地の大部分ではほ場整備が完了している。

今後は、集落営農組織や認定農業者の育成を更に進めるため、暗渠排水の整備・拡充、農地の集積により農作業の省力化と経営の合理化、生産性の向上を図る。特に、更なる農業生産の向上と効率化を図るため、整備された水田のうち、排水改良を必要とする農地については、各地域の実情を考慮しつつ、暗渠排水等の整備を進める。

6) 青山地区 (F地区)

本地区は、ほ場整備により整備され、団地化された木津川沿いの水田を除いて、山間部を中心に小規模水田が散在している。

水田営農の近代化は、基盤整備が前提となるため、1団地20ha以上の農用地については、大型機械の導入を前提としたほ場整備を中心に、20ha以下については、農道整備、用排水路整備を中心にするなど地域の実情に応じた基盤整備を推進していく。

また、農業生産地の相互補完、農業経営の近代化、組織化を図るため、広域営農団地基幹農道及び支線農道の整備を推進し、効果的な農道網の構築を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
区画整理	ほ場整備、用排水路 農道整備等	A 諏訪	未定	—	未定（計画段階 H32 見込） 農地中間管理機構関連農 地整備事業
集落排水処理 施設	排水機 1 基 (八幡)	A		7	
用排水路整備	用水路施設（柏野用水路） L=200m	B 柏野	5.0	10	
〃	用・排水路施設（前川地区） 用水路 L=1,000m	B 前川	52.9	11	
〃	用水路施設（田代幹線水路） L=1.0km	B 山畑		12	
〃	用水路（楯岡新堂） L=0.8km	B		13	
農道整備	農道（舗装）（御代） L=2.8km	B		16	
〃	農道（舗装）（野村） L=2.0km	B		17	
〃	農道（橋梁）（野村新徳） L=25m	B			
〃	農道（舗装）（倉部） L=1.0km	B		18	
〃	農道（舗装）（堀山） L=3.0km	B		19	
〃	ほ場整備	C 島ヶ原北部	90.0	21	
農道整備	追付農道 L=630m W=4.0m	C 追付	7.8	22	
区画整理	ほ場整備	D 槇山	12.0	23	
〃	ほ場整備 A=15ha	D 槇山	28.0	26	
〃	ほ場整備 A=10ha	D 丸柱	10.0	27	
農道整備	里出農道 舗装 L=366m	D 里出	3.0	30	
用排水路整備	用水路（上友田） L=1.0km	D		35	
〃	かんがい排水 水路工 L=200m	D 里出	2.7	36	
頭首工整備	千戸井堰 頭首工改修 1 式	E 千戸		38	
〃	町井堰 頭首工改修 1 式	E 町		39	
用排水路整備	泥淵用水路 用水路改修 L=4,200m	E 泥淵		40	

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地区	受益面積 (ha)		
〃	辻ノ内用排水路 用排水路改修 L=500m	E 辻ノ内		41	
〃	町用水路 用水路改修 L=500m	E 町	44.0	42	
〃	猿野大池用水路 用水路改修 L=200m	E 猿野		43	
〃	川北用水路 用水路改修 L=500m	E 川北		44	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の約半分を占める森林は、国土の保全、水資源のかん養、環境の保全など多面的機能を有しており、農業の生産基盤の充実を図る上でも森林整備の影響は大きい。

そのため、多面的機能が十分に発揮されるよう総合的・計画的な森林整備を推進するとともに、林道の整備や適正な森林管理を推進していく。

4 他事業との関連

新都市開発事業や市街地周辺の開発などについて、農地の保全等に配慮しながら、緑・農・住区の設定等、総合的な土地の有効利用が図られるように努める。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農地は、古くから本市の基幹産業である農業にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給はもとより、国土の保全や生物の生息空間など、農地の持つ多面的機能を十分に発揮するため、その保全に努めていかなければならない。

しかし本市では、山間部を中心に農業従事者の高齢化・後継者不足等により、農地の維持・管理が難しく、耕作放棄地が増加傾向にある。また、近畿と中部の両圏の接点に位置し、交通好条件等から、人口の急増、企業の進出等による都市化の進展に伴い、非農業的土地需要が増加してきている。

今後は、地域の状況に応じた農道整備などの生産基盤強化とあわせ、中山間地域等直接支払制度の活用や担い手への農地集積などにより耕作放棄地の発生を抑制し、農用地を良好な状態で維持・保全していく。また、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進するため、農地・水・環境保全向上対策の取組みにより、地域の環境保全に向けた先進的な営農活動を支援する。さらに市民農園や体験農園等、都市住民との交流資源として農地の多面的利用を推進していく。

また本市は、水田率が極めて高く、水稻を主体とした農業が展開しているが、農業用水源として河川かんがいだけでなく農業用ため池に依存する水田も多い。そのため、施設の適切な維持・更新を図り、農地の維持・保全、防災対策に努めていく。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		地区	面積(ha)		
ため池整備	堤体工 (川東新池)	B		3	
〃	堤体工、余水吐工 一式 (福神坊池)	B	30.0	5	
〃	堤体工、余水吐工 一式 (早刈池)	B	30.0	6	
〃	堤体工、余水吐工 一式 (樋之谷池)	B	35.0	7	
〃	堤体工 一式 (三ツ池)	B	15.0	8	
〃	堤体工、余水吐工 一式 (馬之瀬池)	B	15.0	9	県営農村振興総合整備事業
〃	堤体工、余水吐工、取水施設一式 (余野池)	B	20.0	10	
〃	用水路 L=1,000m (鴉山池)	B	225.0	11	県営ため池等整備事業
〃	堤体工、余水吐工 一式 (大杣池)	B		12	
〃	堤体工、余水吐工 一式 (谷田池)	B		13	
頭首工改修	頭首工 一式	B 川東	20.0	14	

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		地区	面積 (ha)		
頭首工改修	頭首工 一式	B 野村	20.0	15	
中山間防災	擁壁工 (上村)	B		16	
農地保全	擁壁工 (前川)	B		17	
用排水改良	用水路改修 (上西水路) L=300m	D 石川	15.0	18	
〃	用水路改修 (下西水路) L=100m	D 石川	3.0	19	
〃	用水路改修 (払子水路) L=300m	D 石川	6.0	20	
〃	用水路改修 (谷水路) L=250m	D 波敷野	10.0	21	
〃	用水路改修 (押江水路) L=100m	D 波敷野	3.0	22	
〃	用水路改修 (打越) 揚水機 1 ヶ所	D 波敷野	7.0	23	
〃	用水路改修 L=183m 排水路改修 L=6,400m	D 石川	92.0	24	農地高度農地型事業
〃	用水路改修 (松合谷) L=580m	D 西湯舟	5.0	25	
〃	用水路改修 (砂川) L=350m 揚水機 1 機	D 西湯舟	3.5	26	
〃	用水路改修 (蛇喰) L=250m	D 山生田	5.0	27	
〃	用水路改修 (北井出) L=280m	D 槇山	9.0	28	
〃	用水路改修 (東湯舟) 揚水機 1 ヶ所	D 東湯舟	6.0	29	
〃	用水路改修 (こも池) L=180m	D 槇山	3.0	30	
〃	排水路改修 (大正池) L=600m	D 石川	140.0	31	
〃	用水路改修 L=1,000m	D 下友田	8.0	32	農地高度農地型事業
〃	用水路工 L=3,173m	D 槇山・山生田	384.0	33	
ため池整備	(大正池)	D 石川	130.0	34	県営ため池等整備事業
〃	(河内池)	D 石川	4.0	35	維持管理適正化事業
〃	余水吐工 (大沢池)	D 波敷野	20.0	36	維持管理適正化事業
〃	(大平池)	D 山生田	1.8	37	
〃	堤体工、余水吐工、取水施設一式 (山王池) ため池改修 1 式	E 甲野	7.0	38	
〃	鳥井川原池 ため池改修 1 式	E 甲野		39	

3 農用地等の保全のための活動

農用地を良好な状態で保全管理するためには、まず、将来にわたって経営を継続する担い手に利用管理されることが基本である。そのため、農業委員会や農協等の関係機関と一体となって農地保有合理化事業などの普及を行い、認定農業者等への利用集積を促進し、効率的な農用地の利用を進める。また、担い手の確保できない地域にあっても、集落営農組織の育成を進める必要がある。

さらに、耕作放棄の防止、既存の耕作放棄地の活用に向け、市民農園や体験・観光農園の整備を推進するとともに、中山間地域等直接支払制度等の活用や農地・水・環境保全向上対策の取組みにより農地の適正な管理、環境保全に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

安全・安心な食料の安定供給をはじめ、多様な価値を提供する農業・農村の役割を踏まえ、農業・農村の健全な発展を図るため、農業経営体の積極的かつ創造的な取り組みを基本とし、意欲ある農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担い、効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組む。

なお、ほ場条件等により効率的農業生産が難しい中山間地域等（以下、「中山間地域等」という。）においては、農地の遊休化を防ぎ、地域農業や地域環境の維持・発展を図る観点から、地域の創意工夫による多様な担い手の育成を進める。

このため、意欲ある経営体の確保・育成や効率的かつ安定的な土地利用の推進、農業経営の高度化等に向けた各種施策の集中化・重点化を図るとともに、関係機関・団体との連携を強化した取り組みを積極的に進める。

	経営類型	規模実面積(ha)			内容(ha)	労働 (人)	所得 (万円)	育成 目標
			露地	施設				
個別経営体	主穀中心経営A	21	21		水稻14ha、小麦7ha、大豆7ha	2.5	720	38
	主穀中心経営B	17	17		水稻6ha、小麦3ha、大豆3ha、基幹作業受託8ha	2.5	500	28
	主穀中心経営C	10	10		水稻2ha、小麦1ha、基幹作業受託7ha	2.5	330	33
	主穀・露地野菜複合経営	6	6		水稻2ha、野菜4ha	3.0	620	20
	施設野菜中心経営	0.4		0.4	施設野菜0.4ha	4.0	520	12
	露地野菜中心経営	4	4		露地野菜4ha	4.0	500	12
	なし中心経営	1.6	1.6		露地幸水1.2ha、露地豊水0.4ha	3.0	830	5
	ぶどう中心経営	1.3	0.3	1.0	ぶどう1ha、その他果樹0.3ha	4.0	590	10
	施設園芸中心経営	0.5		0.5	施設花き0.5ha	7.0	550	7
	露地園芸中心経営	0.5	0.5		花壇苗0.5ha	8.0	800	1
	茶中心経営	3	3		茶園3ha（煎茶加工）	3.0	610	3
	酪農中心経営	5	5		経産牛50頭、育成牛15頭、飼料作物5ha	2.0	600	2
	和牛雌肥育中心経営	1	1		常時100頭（60頭/年出荷）、飼料作物1ha	2.0	740	24
	養豚一貫中心経営				繁殖雌豚100頭	2.0	630	6
	採卵鶏中心経営				成鶏50,000羽	5.0	620	4
	ブロイラー中心経営				常時22,000羽（100,000羽/年出荷）	3.0	660	2
	しいたけ中心経営				菌床椎茸35,000	4.0	650	3
組織経営体	主穀中心経営A	35	35		水稻20ha、小麦10ha、大豆10ha、基幹作業受託5ha（水稻5ha）	6.0	1500	6
	主穀中心経営B（集落組織）	35	35		水稻20ha、小麦10ha、大豆10ha、基幹作業受託5ha（水稻）	6.0	1700	8
	主穀中心経営C（集落組織）	21	21		水稻14ha、小麦7ha、大豆7ha	3.0	930	15
	畜産加工中心経営	35	35		豚肉加工580t/年、水稻20ha、酪農35頭	100.0	30,000	1

確保・育成すべき意欲ある農業経営体の経営類型別育成目標

（目標年次：令和3年度）

経営類型	主穀中心 経営	野菜中心 経営	花き花木 中心経営	果樹中心 経営	茶中心 経営	畜産中心 経営	複合経営	その他	計
育成数	208 (内集落営 農数83)	24	8	15	3	38	1	3	300

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農地（水田、畑地、樹園地等）を効率的に活用するため、集落における話し合いや農家相互の協力を基本に、利用権の設定等の積極的な促進を図る。また、生産性の向上や作業の効率化を図るため、地域の営農状況に即したほ場整備を進めるとともに、土地利用調整活動による農地の集約化や連担化を図る。

特に水田農業については、ブロックローテーションによる集団麦・大豆作やほ場整備の推進と連携した集落営農促進の中で土地利用集積を進める。

なお、効率的かつ安定的な土地利用を推進するにあたっては、農地利用集積円滑化事業、農地保有合理化事業や農用地利用改善事業等の農業経営基盤強化促進事業を積極的に活用し、もって自立経営体の経営規模拡大、経営安定を促進する。

また、増加傾向にある遊休農地については、遊休農地及び今後遊休農地となるおそれのある農地（以下、「遊休農地等」という。）の実態把握や農地としての効率的かつ安定的な利用の確保など遊休化防止対策を積極的に推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

三重県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市の農業の地域特性、即ち、水稻経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①利用権設定等促進事業
- ②農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- ③農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤農作業の受委託の実施を促進する事業
- ⑥農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

ア) 担い手育成対策の推進

農業における素材生産から、加工、食事提供、体験サービス、販売、宿泊提供のビジネス化の6次産業化による職種の拡大とともに、農業技術習得に係る支援や担い手の確保などの推進方策を検討し、農業の担い手育成を促進する。

イ) 集落営農等の推進

営農組合に対するトラクタ・コンバイン等の農業用機械導入の助成、農地集積等の大山田農林業公社の活動、いがまち担い手センターにおける農作業受委託の活動、認定農業者の制度資金活用に対する利子補給などの支援の継続とともに、地域ぐるみでの営農体制づくりを促進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林を整備するにあたり、上野地区では、集落を単位とした林業施策の話し合い、集落単位での森林組合への施業委託等が、集落ぐるみの取り組みを基礎として実施されている。これは農業においても同様であり、農林業をあわせた集落ぐるみの取り組みの中から労働力の確保を図り、地域振興に努めていく。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、古くからの基幹産業として、水稻の専作経営とその複合経営を主体に、果樹、畜産等が営まれている。しかし、兼業化や混住化、高齢化の進行など農業をとりまく環境は大変厳しいものとなっており、今後もこの傾向は続くと思われ。

そのため、消費者ニーズや地産地消の考えを踏まえた上で、担い手を中心とした地域農業の確立を図るため、土地基盤整備の推進にあわせ、農業近代化施設の整備を進める。

そして、地域資源を活用した特産品づくりや環境調和型の事業展開などを支援し、伊賀市の特産品づくり等への取り組みを促進する。

また、遊休農地や転作による農地も活用した景観形成作物や新たな農産物の生産振興と、アスパラガスやかぼちゃ、きゅうり、そば、キャベツ、たまねぎ、なばな、自然薯等の既存産品も活用した特産品開発に取り組む。

ア) 水稻

本市の基幹作物として、「伊賀米」ブランド確立のため栽培技術及び品質向上と、普及・販路拡大のための活動を伊賀米振興協議会を通して支援するとともに、消費者、流通、卸売業者に信頼される産地づくりを推進する。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、認定農業者等の担い手を中心とした生産組織及び農作業受委託組織等における生産性の高い米づくりを推進するため、共同栽培管理施設等の整備拡充に努めていく。また、地産地消や消費者のニーズを踏まえて、安全・安心でおいしい米づくりに取り組むとともに、消費者と直結した流通体系やトレーサビリティシステムの確立、転作と稲作が合理的に組み合わせられた地域輪作体系の確立等を推進していく。

イ) 果樹

ぶどうは、国営総合農地開発事業青蓮寺地区の造成農地を中心に大粒種、大果種を主体とした生産団地を育成するとともに、地域の立地条件を活かした観光農業及び県内や関西方面への流通を推進するため、直販所の設置や販売流通施設の高度化を推進する。

なしは、産地規模については現状を維持しながら、集出荷体制の再編を推進するため、選果施設の高度化を図り、小規模産地の生産体制を強化する。

ウ) 野菜

地域の実情に応じた集団産地の育成と生産性の向上を推進するため、共同育苗施設、集出荷施設等の整備に努めていく。

エ) 畜産

本市は、「伊賀牛」「伊賀産豚」の産地として、農業構造改善事業等により造成された畜産団地を中心として多頭化飼育が行われている。

今後は、消費者の求める良質・安全・新鮮な産肉を適正な価格で提供することを基本に、各畜産農家の飼養・衛生管理技術の向上、トレーサビリティシステムの確立、流通の合理化等を通じた経営体質の改善、家畜排せつ物の適正な管理及び有効利用を図るための施設整備を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受 益 の 範 囲			利用組織	対図 番号	備考
		地区	面積 (ha)	戸数 (戸)			
B D F 製造プラント	A 小型プラント4基 市内4ヶ所	A			地域住民等 任意団体	1	
バイオマス変換施設	A 燃料肥料化施設、発電施設 堆肥化施設	A			民間事業者	2	
農業機械	A (才良) コンバイン	A	39	37	生産組織	3	
〃	A (中瀬) コンバイン	A	85	160	生産組織	4	
共同栽培管理施設	A (下友生) 乾燥庫	A	57	30	生産組織	5	
〃	B (西之沢) 農作業庫	B	56	47	生産組織	6	
農業機械	D (下友田) コンバイン、田植機他	D	63	55	生産組織	7	
〃	D (千貝) コンバイン	D	19	26	生産組織	8	
〃	E (平田) 大豆コンバイン	E				9	
共同栽培管理施設 農業機械	E (広瀬) 育苗ハウス、トラクター	E	18	31	生産組織	10	
農業機械	E (真泥) 乾燥機、籾摺機	E	13	7	生産組織	11	
〃	E (畑村) コンバイン	E	57	52	生産組織	12	
共同栽培管理施設	F (阿保) 農業機械 (トラクター・田植機・ コンバイン・格納庫他)	F	90	144	生産組織	13	
〃	F (上津) 農業機械 (トラクター・田植機・ コンバイン・格納庫他)	F	96	200	生産組織	14	
〃	F (種生) 農業機械 (トラクター・田植機・ コンバイン・格納庫他)	F	120	220	生産組織	15	
〃	F (矢持) 農業機械 (トラクター・田植機・ コンバイン・格納庫他)	F	80	120	生産組織	16	
〃	F (矢持) 水稻育苗施設 1 棟 500 m ²	F	80	120	生産組織	17	
〃	F (阿保) やさい栽培施設 (ハウス 2,000 m ² ×5 棟)	F	2	5	生産組織	18	
共同集出荷貯蔵施設	F (阿保) やさい集出荷所 1 棟 300 m ²	F	20	40	生産組織	19	
〃	F (上津) やさい集出荷所 1 棟 300 m ²	F	20	40	生産組織	20	
〃	F (種生) やさい集出荷所 1 棟 300 m ²	F	25	50	生産組織	21	
〃	F (矢持) やさい集出荷所 1 棟 300 m ²	F	25	50	生産組織	22	
〃	F (阿保) やさい加工施設 1 棟	F 全域	30	120	農協	23	
農産物直販施設	F (伊勢路) 販売施設	F 全域	—	660	生産組織	24	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

国際化の進展、産地間競争の激化、担い手の減少や高齢化など、農業を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。本市でも、この厳しい農業環境を背景として新規就農者は年間数名にとどまっており、今後さらに後継者不足や生産者の高齢化が進むと予想される。

このような中で、本市農業を将来にわたって発展させていくためには、新規就農者の確保、育成が最も重要である。地域農業の構造政策推進のため、伊賀市地域担い手育成支援協議会を中心として農業経営基盤強化促進事業の推進方策についての協議や、認定農業者等の農業経営改善計画の作成等の指導・助言を行い、進んで就農できる農業・農村の環境づくりを関係機関・団体と連携し推進する。

また、農家子弟の就農を促進するだけでなく、多様なルートを通じた幅広い人材の確保、育成ならびに地区の実情に即した法人経営を含め、多様な農業経営の展開を図る必要がある。そのため、研修・教育施設の整備、就農等情報提供の充実、農村女性が持てる能力を充分に発揮できる条件整備など、多様な農業経営育成のための施策を関係機関との連携の下推進していく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

農業従業者の安定的に就業ができる施設は必要であるものの、現時点では計画がないため、今後校区再編による学校舎等の農業従業者育成・確保施設への転用を含めて、住民自治協議会等との調整を図り、検討していく。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

新規農業者の経営が円滑にスタートし、その後も継続されるよう、就農準備としての資金や農地の確保などの支援、指導を農協、農業委員会など関係機関と一体となっていく。

また、新規参入の促進とともに、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む必要がある。そのため、関係機関と一体となつて、情報提供・就農相談機能の一層の充実、小・中学校における農業体験学習への取り組み促進、新規就農希望者・農業者等のニーズに沿った実践的研修を推進する。

さらに、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを検討していく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特用林産物の生産等、林業との兼業を希望する就農者については、林業部門との連携を行いながら支援を図るものとする。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市では、土地基盤整備事業を積極的に実施し、農業の機械化と労力の省力化を図る一方、農村工業導入地区等へ優良企業の誘致を行い、就業機会の確保に努め、農家の生活の安定化を図ってきている。今後も、少子・高齢化がますます進む中で、地域経済を支え、若年層の定着化と雇用の創出のため、伊賀市全体の地域振興策の展開が求められている。

そのため、中部圏・関西圏の中間という地の利と無料の名阪国道が貫通している優位性を活かし、長期展望に立った新たな企業立地や日本列島中央部の一大物流拠点の創出などを図るとともに、三重県のメディカルバレー構想と協調しながら企業立地に努めていく。

表 農業従事者の安定的な就業の促進の目標（令和7年）

単位：戸

専 兼 別	戸 数	世帯主農業主	世帯主兼業主		
			恒常的勤務	自営兼業	日雇・臨時雇・出稼ぎ
専 業 農 家	7 2 1	—	—	—	—
第1種兼業農家	2 1	3 2 2	—	—	—
第2種兼業農家	2, 4 8 8	6 8 1	1, 7 8 0	1 9 0	1 9 8
計	3, 2 3 0	1, 0 0 3	1, 7 8 0	1 9 0	1 9 8

農業人口・就業構造（平成27年現在）

（単位：人）

伊賀市	14歳以下	15～64歳	65歳以上	計
男	5 8 6	3, 3 5 5	2, 3 6 4	6, 3 0 5
女	5 8 6	3, 3 3 1	2, 6 7 9	6, 5 9 6
計	1, 1 7 2	6, 6 8 6	5, 0 4 3	1 2, 9 0 1

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

（1）農業従事者に対する就業相談活動の強化対策

農業委員会における就業相談活動を通じて、農業者の意向を的確に把握するとともに、必要に応じて公共職業安定所を活用し、職業相談、公共職業訓練等の紹介を行い、農外就労の安定化を図る。

（2）地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保

本市らしく個性ある事業機会として、観光と農業、さらに伊賀焼など地場産業との連携による都市住民との交流促進、さらに医療・健康・福祉産業の集積・連携を図るメディカルバレー構想との協調により、地域資源等を利活用した事業機会、就業機会の創出を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

経済の進展、兼業化の進行、農業従事者の高齢化、少子化の進行等に伴い農村社会におけるコミュニティ機能の低下により、農村文化の伝承や地域の環境整備、農村景観の維持にも影響が出てきている。

こうした状況から、かつての農村生活共同体の良き部分を残しつつ、農村社会の近代化と農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設整備を行い、農村の良さを見直し快適性のある農村の建設を推進していく必要がある。

今後、地域住民の理解と協力を得ながら、農業集落排水施設、生活改善センター、農道や遊歩道等の建設・設置を進め、高齢者が交流できる機会を増大し、福祉の向上、健康増進、都市と農村との交流促進による文化的活動の助長を図るとともに、定住条件の整備及び農業後継者の確保に努める。

ア) 安全性

地震や台風などの防災、防犯、感染症対策などを含む危機管理への対応が課題であり、特に、近い将来に懸念される東海・東南海・南海地震への備えにも、早急な対策が必要となっている。「伊賀市防災計画」を策定したが、今後これを基に「危機管理マニュアル」を策定し、市民が安全で、安心して生活できるような危機管理体制の確立を図っていく。

消防・救急体制については、伊賀市消防本部と3つの消防署、5つの分署体制となっている。今後、耐震性防火水槽の整備、老朽化した消防施設の維持補修、消防団車両等の新規・更新配備等により消防・防火基盤の充実を図る。また、自主防災活動についても、自助、共助を基本に、避難、通報及び消火訓練等への指導強化を推進する。

イ) 保健性

健康づくりについては、「伊賀市健康21計画」が策定され、市民一人ひとりが健やかで充実した生活を送ることができる社会の実現をめざし、「健康都市・伊賀」の実現を図っていく。

環境保全対策については、「伊賀市環境基本計画」が策定され、今後、河川の汚濁や地球温暖化の防止、廃棄物の適正処理、資源リサイクルの推進等の環境保全を推進し、「人」と「自然」が共生できる地域の形成を目指していく。さらに、市民の快適な生活環境の整備と河川等の水質保全を図るため、農業集落排水事業、公共下水道事業をはじめ、合併処理浄化槽の設置促進を進める。また、伊賀南部環境衛生組合については、今後とも名張市との相互理解のもと、関係を密にし、円滑な事業推進に努め、清掃工場については、事業実施中であり、伊賀南部浄化センターの改修については本市の重要施策と位置づけ、事業推進を図る。

医療機関については、症状に応じて適正な治療が受けられるよう、地域医療体制及び救命救急体制の充実を図るとともに、総合的な健康診断の拠点である伊賀市健診センターを中心に健康管理から疾病予防、生活の質を重視した医療の提供等、保健・医療・福祉の連携を強化し、総合的な保健・医療・福祉サービスの提供に努める。特に上野総合市民病院については、依然病院経営は厳しい状況にあるが、本市の公的病院として、総合的医療機能を基盤としつつ、地域の医療水準の向上に期するため病院機能の充実を図っていく。

ウ) 利便性

道路については、東西軸に比べ整備が遅れがちな南北軸である地域高規格道路「名神・名阪連絡道路」の整備を促進していく。加えて名阪国道のインター改良による高規格化整備、国道25号、163号、165号、368号、422号、主要地方道、伊賀広域農道、ふるさと農道など東西軸及び南北軸の整備を促進していく。また、県道等で緊急整備を要する区間については、三重県と十分

協議を行い、市道としての整備を検討していく。

通信に関しては、CATV 網等を基盤に電子市役所の構築と地域情報化を推進し、インターネットを活用したコミュニケーションや交流の促進を図っている。特に農業においても、目覚しく発達している情報技術の活用は、農産物の生産性を高め、流通コストの削減などに資するものとして期待されている。今後は、情報技術を積極的に活用し、効率的な農業経営の促進、経営の多角化、新たな市場開拓、さらには農村の振興、都市と農村との共生・対流への展開を図っていく。

さらに、新たな人権問題や差別の拡散防止に対応するため、「伊賀市人権施策総合計画」を策定し、今後の人権に関わるさまざまな、課題に対応を図る。

エ) 快適性

かつてない少子・高齢化社会を迎え、医療費や介護費などの増加及び働き手の減少による産業や消費の停滞などが懸念されている。今後は、伊賀市地域福祉計画をもとに、公と民の協働の下、すべての市民が、その人らしく、安心して暮らしつづけることを相互に保障できる“福祉でまちづくり”を目指していく。

また、高齢者は農業や暮らしに関する豊かな知識や知恵を持っている。そのため、高齢者が持てる力を発揮できる環境を整え、農園、朝市等の加工販売、伝統技術の伝承等生涯現役で活躍できる場を提供していく。

一方、島ヶ原温泉「やぶっちゃん」をはじめとして、健康増進、福祉の向上、及び世代間交流、地域間交流を図る拠点施設の整備を推進している。今後は、これらの施設ごとの個性に基づく役割分担と施設間のネットワーク化を進めることによって地域全体のポテンシャルを高め、多様化する市民ニーズへの対応を図っていく。

オ) 文化性

生涯学習については、阿山支所管内の「あやま文化センター」などを拠点として、地域がそれぞれ輝き、地域に合った独自の生涯学習活動の展開や今後の高齢化社会に対応するための事業展開を推進していく。

また、スポーツ振興については、「伊賀市スポーツ振興計画」が策定され、市民が気軽にいつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、健康で豊かな生涯を送ることができるよう推進していく。

文化交流事業については、芭蕉翁顕彰会の統一を機に「俳聖松尾芭蕉」や伊賀上野N I N J A フェスタによる「忍者変身」など、様々な機会を活用して、伊賀の魅力を発信し、交流と人づくりを進めていく。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備 考
集 落 道	B (倉部：薬師寺線) 拡幅舗装 L=440m W=4.0m 橋梁 L=11.0m W=4.0m	B 倉部	6	
集 落 道	B (中柘植) 拡幅舗装 L=700m W=4.0m	B 中柘植	7	
〃	B (新堂：小茶院北出線) 拡幅舗装 L=750m W=3.0m	B 新堂	8	
〃	B (西之澤：西之澤千戸線) 拡幅舗装 L=260m W=4.0m	B 西之澤	9	
〃	B (柘植町：柘植山畑線) 拡幅舗装 L=280m W=4.0m	B 柘植町	10	

集 落 道	B (山畑：山畑本線) 拡幅舗装 L=760m W=4.0m	B 山畑	11	
〃	C (川南) 集落周回道整備 L=565m	C 川南	12	
〃	C (大道) 拡幅改良	C 大道	13	
〃	C (町) 側溝整備	C 町	14	
〃	C (中村) 拡幅改良	C 大道・奥村・中村	15	
集 会 施 設	C (中矢) 集会施設(研修施設含)整備	C 中矢	16	
〃	C (大道) 集会施設(研修施設含)整備	C 大道	17	
〃	C (中村) 集会施設(研修施設含)整備	C 中村	18	
〃	C (町) 集会施設(研修施設含)整備	C 町	19	
〃	C (川南) 集会施設(研修施設含)整備	C 川南	20	
防 災 安 全 施 設	C 道路交通安全施設整備 (カーブミラー・ガードレール・街路灯・防火)	C 全域	—	
〃	C (中矢) 急傾斜危険地整備	C 中矢	21	
〃	C (川南) 急傾斜危険地整備	C 川南	22	
集 会 施 設	D (川合) 営農活動、集会施設 750 m ²	D 全域	23	
集 落 道	D (大江農道) 拡幅 L=700m (30 戸)	D 大江	24	
〃	E L=2,000m	E	30	
遊 歩 道 整 備	E (猿野) 遊歩道 L=600m 親水施設整備	E 猿野	31	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林地域や里山地域での森林や農地の保全は、農林業の振興と大きな関わりを持っている。しかし、昨今の農産物や木材の不況等により農業や林業を離れる人が多くなり、農地や林地は荒廃しつつある。また、戦後の造林施策により山林は針葉樹が多くを占め、公益的機能の低下や生態系への影響が生じている。

今後は、適地における広葉樹への植え替えや、間伐や枝打ちなど適正な管理が行われるよう補助制度等を検討するとともに、グリーンツーリズム等の推進や担い手の育成・確保に努め、森林・農地を保全し、その公益的機能の強化を図っていく。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 附図（別添）

- | | | | |
|---|-----------------------------------|--------|-------------|
| 1 | 土 地 利 用 計 画 図 | (附図1号) | |
| 2 | 農 業 生 産 基 盤 整 備 開 発 計 画 図 | (附図2号) | |
| 3 | 農 用 地 等 保 全 整 備 計 画 図 | (附図3号) | |
| 4 | 農 業 近 代 化 施 設 整 備 計 画 図 | (附図4号) | |
| 5 | 農 業 就 業 者 育 成 ・ 確 保 施 設 整 備 計 画 図 | (附図5号) | ※該当なしのため添付無 |
| 6 | 生 活 環 境 施 設 整 備 計 画 図 | (附図6号) | |